

青森県報

第二千七百二十四号

平成十九年
一月四日
(木曜日)

目次

公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	(県民生活課)	一
右 同	(同)	一
種苗生産事業者講習会の開催	(林政課)	二
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	二
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課)	二
建設業者の許可の取消し	(中南地域 県民局)	二
右 同	(青森県土 整備事務所)	三
右 同	(同)	三
収用委員会		
公示送達	(監理課)	三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年十二月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひまわり会

三 代表者の氏名

高橋 秀一

四 主たる事務所の所在地

つがる市木造千代町一〇一の一

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者に対して、作業指導及び生活指導に関する事業を行うことにより、社会復帰及び社会参加を推進し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年十二月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふうあの会

三 代表者の氏名

中川原 牧子

四 主たる事務所の所在地

青森市大字沢山字平野一四

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々やそれに関わる人々が、地域の中で心豊かにいきいきとのびのびと暮らしていくために、障害をのり越えて自立していくための支援や活動を行うことで、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項第三号イの規定により、平成十八年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号）第三条の規定により公告する。

平成十九年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時及び場所

開 催 日 時	場 所
年 月 日 平成十九年 三月一日（木）	講 習 時 間 午前九時から 午後五時まで
所 在 地 東津軽郡平内町大字小 湊字新道四六の五六	会 場 青森県農林総合研究 センター林業試験場

二 講習科目

- 1 種苗に関する法令
- 2 種苗の産地及び系統に関する事項
- 3 種苗の生産技術に関する事項

三 受講者の資格

青森県内に住所を有する者で、生産事業を行おうとする者又は生産事業に従事しようとする者

四 受講手続

講習を受けようとする者は、講習会開催の十日前までに、受講申込書（申込用紙は、住所地を管轄する地域県民局及び農林水産事務所に備付けしている。）に必要な事項を記入し、受講手数料として一万四千円相当額の青森県収入証紙を受講申込書に添えて青森県農林水産部林政課に提出すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、すべての講習科目を受講した者に限り交付する。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、最寄りの地域県民局及び農林水産事務所林

業種苗担当課又は青森県農林水産部林政課森林整備グループ（電話〇一七・七三四・九五二二）へ問い合わせること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、青女子堰土地改良区の定款の変更を平成十八年十二月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（丁区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）
三沢市松原町二丁目三一の三〇、三一の二〇〇から三一の二〇四まで、三一の二〇〇〇、三一の二〇〇一、三一の三六七二及び三一の三八九六、松原町二丁目三一の三〇地先、三一の二〇三三 地先及び三一の二〇四地先	岩手県久慈市田屋町第一地割一四の一 株式会社 朝日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社弘新建設
- 二 代表者の氏名 石川 和雄

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字神田二丁目四の一

四 許可番号 青森県知事許可(特・一七)第一二二一八号

五 取消年月日 平成十八年十二月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年十二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社店舗社

二 代表者の氏名 関山 重則

三 主たる営業所の所在地 青森市西滝三丁目二五の一五

四 許可番号 青森県知事許可(般・一三)第一五八二五号

五 取消年月日 平成十八年十二月五日

六 取消しに係る建設業の許可

内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年四月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ヨネザワ電気

二 氏名 若松 一廣

三 主たる営業所の所在地 青森市浜館二丁目一〇の四

四 許可番号 青森県知事許可(般・一七)第一二五九九号

五 取消年月日 平成十八年十二月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年十一月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

収 用 委 員 会

公 示 送 達

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確認することができないので、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成十九年一月四日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

一 送達すべき裁決書の名称

平成十八年十二月二十一日付け裁決書

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の裁決書は、青森県国土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の裁決書は、平成十九年一月十六日をもって送達があったものとみなされます。

別表 送達を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考
持分33分の1 奥南商事有限会社 代表者不明 ただし、履歴事項全部 証明書記載の代表者 代表取締役 山内直志	不明 ただし、土地全部事項証明書及び履歴事項 全部証明書の記載の住所 青森県八戸市内丸 14番地	

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭